

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	揮発油の数量測定に質量流量計を使用できるように、器差試験方法を規制緩和	都道府県	大分県
		提案事項管理番号	1020010
提案主体名	大分コンビナート立地企業連絡協議会		

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>揮発油税法では、取引流量計の規定は定められておらず、通達(蔵関第 3223 号)で数量測定に流量計を使用する場合の定義がされている。この通達により、精度的に優れている質量流量計が使用できないのが現状である。</p> <p>通達(蔵関第 3223 号)では、揮発油の数量測定に流量計を使用する場合、流量計の種類は特定しないが、容量(リットル)が測定できること、±0.2%の精度があること等が必要となっている。今回使用したい質量流量計は、計測精度が±0.1%であり十分な精度があるが、計測が質量であるため、条文中で定義されている流量計の器差試験方法に当該流量計の機能検査を確認するための試験方法がそぐわない。</p> <p>そこで、通達にて質量流量計の器差試験方法についても認めてもらいたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>従来の器差試験方法は、同じラインで流体を流し、基準器(オイルメーター)と器差試験を行う流量計でそれぞれ容量の測定を行い、基準器との測定値の比較による器差試験を行うのに対し、質量流量計では、ロードセル(秤)で計量した流体(水)を、器差試験を実施する流量計で測定し、測定質量との差を測るものであり、器差試験方法が異なる。質量流量計でも、前者と同様の試験は可能であるが、質量を測定する流量計の特性とは異なり、本来の質量流量計の器差試験と合計 2 回受験する必要があることから、費用が増大する。また、2 回受験することで、器差試験に要する期間が増大し、この間、数量測定ができず、工場の操業に支障をきたすこととなる。このことから、揮発油の測定に質量流量計を使用する場合に、質量流量計の器差試験方法も認められるようにしたい。</p> <p>【補足】通常の揮発油申告は容積で申告するようになっているが、質量流量計を使用する際、密度の測定結果も出力できることから、計測コンピュータ等で質量と密度より容積(リットル)を演算し、出力することが可能である。このことから、揮発油の通常申告は容積(リットル)でも申告できるため問題ないとする。</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	容器包装リサイクルルートを活用した容器包装以外のプラスチックの資源化 (低炭素社会に向けたプラスチック・リサイクル特区)	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1025010
提案主体名	名古屋市		

制度の所管・関係府省庁	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省
-------------	---------------------------------------

求める措置の具体的内容	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とともに容器包装リサイクルルートで資源化できるようにする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p><b>実施内容:</b></p> <p>容器包装リサイクル法の対象となっていないプラスチックを、プラスチック製容器包装とあわせて収集する。</p> <p>収集後、選別施設で他素材のもの等を除去し、容器包装以外のプラスチックも容器包装リサイクルルートで資源化する。</p> <p>その際、容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p> <p>(再商品化手法について自治体の事情に配慮するよう務める。)</p> <p><b>提案理由:</b></p> <p>本市では、容器包装リサイクル法の完全施行にあわせ、平成12年度からプラスチック製容器包装のリサイクルを開始した(年間約3万トン)。</p> <p>リサイクルの成果としてプラスチックごみが半減した。この結果、廃棄物処理に伴うCO2排出量もほぼ半減した。</p> <p>CO2排出量をさらに削減するため、容器包装以外のプラスチックについてもリサイクルしていきたい。</p> <p>そのため、すぐれたシステムである「容器包装リサイクル」ルートを活用し、容器包装以外のプラスチックをリサイクルできるようにする。</p> <p>このことにより、</p> <p>①市民は分別に迷う容器包装以外のプラスチック(クリーニングの袋、家庭で使用したラップ、CDのケースなど)をプラスチック製容器包装と同じ袋で出すことができる。</p> <p>市民が分別時に迷うことがなくなり、さらに、プラスチック製容器包装の回収率も向上させることができる。</p> <p>②「容器包装リサイクル」ルートを活用することにより、低炭素社会に向けたプラスチックのリサイクルを促進することが可能となる。</p> <p><b>代替措置:</b></p> <p>容器包装以外のプラスチックの再商品化経費は市が別途負担する。</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	檜原村		

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。</p> <p>① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。</p> <p>② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。</p> <p>③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させたい。</p> <p>しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。</p> <p>① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。</p> <p>② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題</p> <p>③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産設備が必要</p> <p>そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1024010
提案主体名	檜原村		

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。</p> <p>① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。</p> <p>② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。</p> <p>③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させたい。</p> <p>しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。</p> <p>① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。</p> <p>② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題</p> <p>③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産設備が必要</p> <p>そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の特産品を使った焼酎(じゃがいも等)の製造に伴う規制緩和	都道府県	東京都
提案主体名	檜原村	提案事項管理番号	1024010

制度の所管・関係府省庁	財務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>過疎化等が進む地方自治体においては、地方公共団体が自ら産業振興を推し進めなければならない場合がある。そのため次の3点の規制緩和を望む。</p> <p>① 地方公共団体に対しての製造免許について、地域の活性化を図るための場合等は、試験免許以外の製造免許を与える。</p> <p>② 特産品であることの認知度について、ブランド化等を進めていることを考慮し、その定義づけを緩和すること。</p> <p>③ 「製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル」を半分程度までさげること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>新規の雇用を創出する目的で、村が直接酒類製造免許を取得し醸造工場を稼働させたい。</p> <p>しかし、税務署との数度の協議において、次の3点を指摘されている。</p> <p>① 地方公共団体に対して製造免許は、試験免許以外は原則として与えない。</p> <p>② 檜原村のじゃがいもが特産品であることの認知度の問題</p> <p>③ 製造免許を与える場合の最低生産量が年間10キロリットル、720ミリリットル瓶で約14,000本程度の生産設備が必要</p> <p>そのため、村内(村)での製造ができず、北海道での委託製造となっているため、焼酎製造免許の規制緩和を求めるもの</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

<b>管理コード</b>		<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項</b>	非農家民宿旅館経営者による特定酒類の製造事業	<b>都道府県</b>	熊本県
<b>(事項名)</b>	(どぶろく特区)	<b>提案事項管理番号</b>	1067010
<b>提案主体名</b>	八代市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>山間地の非農家民宿旅館等経営者による地域産の原材料を使って作るどぶろく(果実酒を含む)等の製造並びに利用者への提供</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>非農家民宿及び旅館において特定酒類の製造並びに宿泊客への提供を行うことにより、激減する観光客集客を取り戻すことにより地域の活性化を図る。</p> <p>具体的には、激減する観光客(特に宿泊客)を呼び込むため、グリーンツーリズム事業(山村体験型)と特定酒類(どぶろく)を提供することを連携した、新たな観光スポットとしての地位を創り上げ、地域の活性化を図っていく。</p> <p>八代市泉町は、九州中央山地国定公園、五木五家荘県立自然公園に指定され、平家落人伝説で知名度の高い秘境「五家荘」を有し、これまでに観光振興による地域づくりに取り組んできた。</p> <p>しかしながら、近年の経済情勢や社会環境の変化で、観光入込客が減少傾向にあり、有効な対策が打ち出せないでいる。</p> <p>こうした中で、五家荘地区には以前「五家ビール」という銘柄の幻の「どぶろく」が伝えられていたことがあり、このことと、近年のグリーンツーリズム事業の広がりを受けて、山村体験メニューを充実させ、民宿旅館業者が積極的に関わりながら、米の収穫体験などを通して新たな事業の創設に向けた環境整備を図るものである。</p> <p>現在の「どぶろく特区」の規制枠では、自家生産原材料を使用しての製造しか認められていないので、五家荘地域のように急峻な山間地では生産拠点である水田が無く原材料を他の地区から求めなければならず、生産可能な泉町全域からの原料購入または委託生産等によって確保した場合においても製造・提供が出来るように規制を緩和することで、五家荘地区の民宿旅館関係者でも制度活用の道が開け、地域ブランドの確立によって宿泊客の確保とリピーターの増加が見込まれ、地域全体としての底上げによる活性化が期待される。</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

<b>管理コード</b>		<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	食品業者によるどぶろくの製造	<b>都道府県</b>	兵庫県
		<b>提案事項管理番号</b>	1057010
<b>提案主体名</b>	三木商工会議所青年部		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法で規定されている酒造業者の最低醸造量 6KL を緩和したどぶろく特区をさらに緩和し、食品業者による製造を認めていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>今回のどぶろく特区の提案は、地域資源としての山田錦の多様な活用を引き出すことであるので、農家以外の食品業者による製造を認めることで、より大きな地域活性化に役立つ潜在的マーケットが姿を現すと考える。現在のままでは、各地域のポテンシャルを十分引き出せているとは思えない。酒税の納税が確保されるのなら問題はないと考える。</p>

## 07 財務省 特区第14次 検討要請

<b>管理コード</b>		<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	どぶろく製造方法の緩和	<b>都道府県</b>	兵庫県
		<b>提案事項管理番号</b>	1057020
<b>提案主体名</b>	三木商工会議所青年部		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	財務省
--------------------	-----

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものであること、一度こしたものは清酒となることだが、この規制をどぶろく特区適応地域に限り、緩和していただいて清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っているものを使ってこしたものをどぶろくとして認めていただきたい。</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>現行法で規定されている清酒とは米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたものであること、一度こしたものは清酒となることなので、どぶろくとは一度もこさないものをさす、これを少し緩和し、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとしてみとめて頂きたい。清酒メーカーが販売している濁り酒などをこすために使っている粗いメッシュを使ってこしたものは認められている。これは清酒がどぶろくの領域に近いところまで侵食している例だが、どぶろくが清酒に近づいてゆく道は閉ざされている。どぶろく特区が地域の資源の多様な活用を引き出す目的で行われているものなら、どぶろくの多様性を認めない方向で今後とも成果が上がるのかを検討していただいた上で、どぶろく特区適応地域に限り、一定の方法でこす場合にのみ、それを清酒ではなく、どぶろくとして認めて頂きたい</p>